



太陽光発電設備を設置された方へ

償却資産(固定資産税)申告のお知らせ

1. 償却資産とは

固定資産税は、土地、家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税されます。太陽光発電設備は償却資産に該当し、課税対象となる場合があります。課税対象の場合は毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります(地方税法第383条)ので、申告書を作成のうえ、下記までご提出をお願いいたします。

2. 課税対象となる太陽光発電設備

区分	出力 10kw 以上	出力 10kw 未満
個人設置住宅用	事業用資産となり課税対象	個人用資産となり課税対象外 ※売電状況により課税対象となる場合あり
個人事業者・法人設置	事業用資産となり課税対象	

10kw 以上はすべて事業用資産となり課税対象です。
余剰売電、全量売電の契約にかかわらず事業用資産の発電設備は課税対象です。
事業用と住宅用の双方に利用されている場合(店舗併用住宅等に設置など)、利用割合にかかわらず全て事業用資産となり課税対象です。

3. 申告方法について

(1) 提出書類

償却資産の申告に関しては、償却資産申告書、償却資産種類別明細書をご提出ください。

※申告書等はホームページ上からダウンロードできますが、郵送でも承りますので下記までご連絡ください。

(2) 申告書等の提出方法

みやま市役所税務課資産税係 まで直接ご提出いただくか、郵送でお送りください。また、償却資産の申告にはインターネット(eLTAX)もご利用できますのでご活用ください。

(3) 申告期限

提出期限は毎年1月31日(法定提出期限)です。期限間近は大変混雑しますので、お早目の申告にご協力ください。

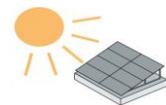
4. 太陽光発電設備の特例について

自家消費型の太陽光発電設備(固定買取制度の認定を受けたものは除く)については、課税標準の特例に該当する場合があります。特例が適用されると課税される年度より3か年間、課税標準額が2/3となります。

※特例適用の申請に必要な書類

特例の申請をされる方は、以下の添付書類が必要となりますので、ご確認のうえ、ご提出ください。

☐一般社団法人環境共生イニシアチブが発行した
「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し



■提出・お問合せ先■ 〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所税務課 資産税係 Tel: 0944-64-1536